

港区青少年対策地区委員会規約 (準則)

(昭和37年6月1日)

改正 昭和49年3月15日 港教社発第59号
改正 昭和55年3月22日 港教社発第301号
改正 昭和57年3月8日 港教社発第355号
改正 平成23年6月24日 24港子子第3274号

第1条 (名称等)

本会は港区青少年対策〇〇地区委員会と称し、事務所を〇〇〇宅におく。

第2条 (目的)

本会は、青少年の健全育成をはかるため、地域社会の力を結集し、青少年問題協議会（以下「協議会」という。）において調整した施策に協力するとともに、その構成員の属する青少年関係機関・団体等の固有の役割を効果的に果たすため、その施策の実施について連絡調整をはかり、かつ地域の実情に応じた施策を実施し、もって青少年をめぐる社会環境の浄化をはかることを目的とする。

第3条 (活動目標)

本会は、前条の目的を達成するため、次の目標にもとづき事業を実施する。

- 一 青少年をめぐる社会環境の浄化に関すること。
- 二 校外生活指導と青少年の余暇指導の強化に関すること。
- 三 青少年のための文化施設の整備に関すること。
- 四 青少年団体の指導育成に関すること。
- 五 働く青少年の指導育成に関すること。
- 六 家庭及び両親教育の振興に関すること。
- 七 児童福祉対策の強化に関すること。
- 八 青少年の非行防止に関すること。
- 九 その他の青少年の健全育成について必要なこと。

第4条 (組織)

本会は、次に掲げる者の中から、委員総会の決定に基づき会長が依頼した者をもって構成する。

- 一 地区内に居住する都区協議会の委員
- 二 地区内所在または地区を通学区域とする小・中・高等学校の校長又は生活指導主任
- 三 地区内に居住する児童委員
- 四 地区内に居住する保護司
- 五 地区内に關係する青少年委員
- 六 地区内に居住する勤労青少年福祉推進員
- 七 地区内に居住するスポーツ推進委員
- 八 地区内に居あるP T Aの代表者及び校外指導部委員
- 九 地区内にある青少年団体及び婦人団体の代表者
- 十 地区内にある工場、事業者の代表者

- 十一 町内会代表者
 - 十二 地区内に居住する少年補導員
 - 十三 その他本会において必要と認めたもの
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任をさまたげない。
- 3 本会に、青少年問題に関する地区組織活動を強化するとともに青少年対策の総合的機能を図ることを目的とし、地区内の青少年の非行化を防止するため、補導連絡部会を置く。
- 4 補導連絡部会に関する会則は別に定める。

第5条(役員)

本会に次の役員をおく。

一 会長	1名
二 副会長	若干名
三 理事	若干名
四 会計	2名
五 監事	2名

○ なお、上記の各役員は、次期の役員が選任されるまでは、委員としての任期満了後もその役職にとどまるものとする。

第6条(選任及び掌理事項)

役員の選任及び掌理事項は次による。

- 一 会長及び副会長は、理事の互選とする。
- 二 理事及び監事は、委員総会において選任する。
- 三 会計は理事会において選任する。
- 四 会長は本会を代表し、会務を掌理する。
- 五 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 六 会計は本会の経理にあたる。
- 七 監事は、本会の会務及び経理の監査にあたる。

第7条(委員総会)

○ 委員総会は会長が招集し、本会の事務実施に関する基本計画、予算、決算、規約の改正、次期委員の選出等を審議決定する。

委員総会は、原則として年2回以上開催するものとする。

第8条(理事会)

理事会は会長が招集し、本会事業の規格及び運営をつかさどる。

第9条(事務細則)

会長は、必要と認めるときは、本会の事務執行について、細則を制定することができる。

附 則

この規約は、昭和37年6月1日から執行する。

この規約は、昭和49年3月1日から執行する。

この規約は、昭和55年6月1日から執行する。

この規約は、昭和57年6月1日から執行する。

この規約は、平成24年6月1日から執行する。